

# 「首相の考え理解できる」

## 憲法解釈見直し 小松法制局長官が答弁

体調不良のため1か月間入院していた小松一郎内閣法制局長官が26日、衆院予算委員会分科会で復帰後、初の国会答弁に立った。小松氏は、安倍首相が目指す集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈見直しについて、積極的に後押しする姿勢を強調した。



衆院予算委分科会で答弁する小松内閣法制局長官(26日、国会で)

分科会では、民主党の辻元清美氏が「内閣が代われば憲法解釈を変更できるのか」と質問したのに対し、小松氏は「厳しい制約の中で、それはありうる」と述べた。

民主党は、解釈変更を閣議決定で行うとした首相発言などを「立憲主義の観点からおかしい」と批判している。小松氏は「まず閣議決定を行い、国会で議論をいただくのは、なるべく丁寧なやり方で物事を進めた」という(首相の)考えに

基づくものだ」と理解している」と語った。

内閣法制局は、確立した憲法解釈を変更することに一貫して慎重だが、法令上禁止されているものではないとの立場を取っている。

解釈変更に前向きな小松氏だけでなく、横昌裕介内閣法制次長も12日の衆院予算委で、「変更が許されないというものではない」との見解を示した。

政府内では、先月発足した国家安全保障局と外務、

防衛両省、内閣法制局が水面下で課長・参事官級による協議を重ねている。首相は解釈見直しについて、「当然、内閣法制局を中心に議論を行っていく」と繰り返し述べている。政府内には「法制局は次第に柔軟姿勢に転じてきている」との見方も出ており、首相周辺は「小松長官への信頼に加え、法制局の理解を得ていると自信の表れ」と解説している。

### 憲法解釈の見直しを巡る 内閣法制局長官らの主な答弁

「政府が従来の憲法解釈を変更することは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させ、内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある」(1996年2月27日、大森政輔内閣法制局長官)

「内閣法制局の意見は、あくまで政府部内におけるものであり、事実上尊重されるものであるが、国会等に対して拘束力を有する性格のものではない」(2003年5月15日、津野修・前内閣法制局長官)

「政府の憲法解釈を変更することを禁ずる旨を定める法令の規定は、存在しない」(05年10月21日、政府答弁書)

「従前の解釈を変更することが至当との結論が得られた場合には、これを変更することが許されないというものではない」(14年2月12日、横皇裕介内閣法制次長)